

## 令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務 仕様書

### 1 事業概要

#### (1) 事業の趣旨

就職前に同じ地域に就職する若者やこれから暮らす地域を知り、交流や愛着を持つきっかけとし、かつ、社会人としての自覚を促すことで、就職希望者等の早期離職を防止しようとするもの。

#### (2) 委託事業名

令和5年度早期離職防止のための就職希望者等研修業務

#### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月20日まで

### 2 対象者

#### (1) 就職希望者等

令和6年3月卒業予定者（大学、短大、専門学校、高等学校等）で、岩手県内の事業所に就職を希望する者（内定者を含む）及び岩手県内の事業所に配属予定の者。

ただし、新卒後概ね3年以内の者で、岩手県内の事業所に就職を希望する者（内定者を含む）及び岩手県内の事業所に配属予定の者が参加することを妨げない。

### 3 業務内容

#### (1) 研修の内容

下記ア～ウ全てを満たす内容とすること。

ア 就職希望者等が、県内での就職を希望する同世代と交流し、繋がりを持つきっかけとなるような内容とすること。

イ 就職希望者等が、県内中小企業等の所在する地域を知り、愛着を持つきっかけとなるような内容とすること。

ウ 就職希望者等が、社会人としての自覚を持つきっかけとなるような内容とすること。

#### (2) 実施回数

28回以上実施すること。ただし、予算の範囲内で増やすことを妨げない。

#### (3) 実施時期

就職希望者等が参加しやすい時期とし、県と協議の上、決定すること。

#### (4) 実施方法

集合形式、オンライン形式、動画配信形式等により実施すること。

#### (5) 参加者の募集

対象者に広く開催の情報が届くよう、県内中小企業等や高校、大学等へのチラシ配布等、効果的な手段を講じること。

ただし、広報物の内容等については、事前に県と協議し、承認を得ること。その際、県からの変更等の意思表示があった場合は追加・修正等を行うこと。

#### (6) 講師

研修の目的を達成するために必要な知見及び経験を有する者とする。

選定の際は、県と協議の上、決定すること。

#### (7) 業務の範囲

研修に関する広報、参加者の募集、参加者や講師等との連絡調整、会場の手配、資料の作成、当日の運営等の一切の事務を行うこと。

#### (8) アンケート調査

研修実施後は参加者及び参加企業に対し、アンケート等を行い、その結果を集計・分析して県に報告すること。

アンケート内容については、県と協議のうえ決定すること。

### 4 成果目標

参加者数 140人（延べ数）

### 5 関係機関等との連携

本業務の効果を高めるため、ジョブカフェいわて、広域振興局や地域振興センター等の関係機関等と積極的な連携を図ること。

特に、就職未内定者に対しては「令和5年度ジョブカフェいわて管理運営等業務」で行うキャリアカウンセリング等を活用し、早期に県内就職が実現するよう努めること。

### 6 成果物

契約満了に伴う本業務に係る成果物は、県の帰属とする。また、県と協議の上、成果物及びその他県が指示するものを作成すること。

#### (1) 成果物の内容

- ・ 参加者名簿（参加者が内定者の場合は、その内定企業を含む）
- ・ アンケート結果

#### (2) 成果物の形式、数量

- ・ 紙媒体 正副1部
- ・ 電子媒体 1部

### 7 契約に関する条件

#### (1) 再委託の制限等

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

また、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該業務委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

#### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、再委託の相手方により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に書面で通知しなければならない。

#### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託業務の完了の確認をもって受託者から県に移転することとするが、

その詳細については県及び受託者間で協議の上、定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏洩をしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) その他

本事業の実施に際して、仕様書に記載のない事項については県と協議し、双方共通の認識のもとで実施すること。また、本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。

## 8 その他の留意事項

本業務は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。